

原 発 本 第 1 2 5 号

2 0 1 9 年 1 0 月 2 3 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号

氏 名 九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和



川内原子力発電所 1， 2 号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

川内原子力発電所においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施
設及び常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定
の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 川内原子力発電所 1， 2 号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

以 上

川内原子力発電所 1, 2 号機
特重施設等設置に係る定期検査の対応

1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
1 号機 第 25 回定期検査	2020. 3. 16	2020. 3. 17
2 号機 第 24 回定期検査	2020. 5. 20	2020. 5. 21

2 冷温停止状態の維持

経過措置期間が満了する日の 24 時までに原子炉を冷温停止状態とし、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

3 特重施設等の使用前検査合格後の対応

特重施設等の使用前検査に合格後は、原子炉を起動し発電を再開する。

以 上